

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年 10 月 26 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、外食業分野についても「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「外食業分野における特定技能の	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、外食業分野においては、「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」(平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。)が定められました。 ○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、外食業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成 31 年農林水産省告示第 527 号。以下「告示」という。)において、外食業分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、外食業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成 31 年農林水産省告示第 527 号。以下「告示」という。)において、外食業分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.3	目次	(新設)	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 4 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 8 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 13 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準 18 第5 上陸許可に係る基準 20 第6 育成・キャリア形成プログラム 22
3	P.4	第1 特定技能 外国人が従事す る業務 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売)に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれ

			び店舗経営	の場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。 ア 1 号特定技能外国人 上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。 イ 2 号特定技能外国人 上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。
4	P.5		分野別運用要領（抜粋） 第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の	（削除）

			規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針 3（１）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）アに定める業務に従い、上記第 1 の 1（１）の試験合格又は下記 2（１）の技能実習 2 号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 （２）２号特定技能外国人 運用方針 3（２）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）イに定める業務に従い、上記第 1 の 1（２）の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務	
5	P.5	【業務内容】 ○ 1 つ目	【主たる業務】 ○ 外食業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）、店舗経営）に主として従事しなければなりません。	【業務内容】 ○ 外食業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売）に付随的に従事することは差し支えありません（接待を除く。）が、専ら関連業務に従事することは

		○2つ目	(1号特定技能外国人) ○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。 (1) 飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等） (2) 接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等） (3) 店舗管理：店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等）	認められません。 ○ 1号特定技能外国人 分野別運用方針第二1(1)アに定める試験及び分野別運用方針第二2(1)アに定める業務に従い、第二1(1)アの試験合格により確認された技能を要するものであって、外食業（飲食物調理、接客及び店舗管理）の業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。
		○3つ目	○ 1号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を	○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、

			用いて外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）の業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。	次のようなものが想定されます。 （１）飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等） （２）接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等） （３）店舗管理：店舗の運営に必要となる上記２業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等）
P.6	○４つ目	（２号特定技能外国人） ○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、上記（１）～（３）、店舗経営は、例えば、次のようなものが想定されます。 店舗経営：店舗をトータルで管理するために必要な上	○ ２号特定技能外国人 分野別運用方針第二１（２）アに定める試験及び分野別運用方針第二２（１）イに定める業務に従い、第二１（２）アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、飲食物調理、接	

		記（１）～（３）の業務以外のもの（例：店舗の経営分析、経営管理、契約に関する事務等）	客、店舗管理及び店舗経営の業務をトータルで管理できる人材として、従事する必要があります。そのため、例えば、店舗経営・管理の業務に加え、接客、飲食物調理を行うことも、差し支えありません。
	○５つ目	○ ２号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般及び店舗経営の業務について、トータルで管理できる人材として、従事する必要があります。 そのため、例えば、店舗経営・管理の業務に加え、接客、飲食物調理を行うことも、差し支えありません。	○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、上記（１）から（３）のとおりです。なお、店舗経営は、例えば、次のようなものが想定されます。 店舗経営：店舗をトータルで管理するために必要な上記（１）から（３）の業務以外のもの（例：店舗の経営分析、経営管理、契約に関する事務等）
	○６つ目	（共通） ○ 特定技能外国人を受け入れる事業者は、特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。 なお、本要領別冊でいう客とは、飲食料品を消費（飲食、喫食）する特定の者をいいます。（集団給食のように、注文や受取りについて、代理の者を介する場合も含みます。） 一方、飲食料品を提供する相手自らがその飲食料品を消費するのではなく、不特定の消費者に販売する目的で仕入れる者である場合は、いわゆる B to B (Business to Business) 取引である卸売りに該当するため、飲食サービス業による客への提供には該当しません。 (1)客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）	○ 関連業務も含めて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 3 項に規定する接待（以下「接待」という。）に従事させてはなりません。具体的な接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」の第 2 を参照してください。以下の農林水産省のホームページ※から確認いただけます。 ※ 外食分野における外国人材の受入れについて https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html

		(2)飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等） (3)客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等） (4)客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等） なお、飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などで就労させることも可能です。 ○ 関連業務も含めて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 3 項に規定する接待（歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。以下「接待」という。）に従事してはなりません。具体的な接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和 6 年 6 月 27 日付け警察庁 丙保発第 7 号、丙人少発第 36 号）の第 4 を参照してください。	（削除）
6	P.6	【関連業務】 ○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事	（削除）

			する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（接待を除く。）。 ○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは認められません。 （1）店舗において原材料として使用する農林水産物の生産 （2）客に提供する調理品等以外の物品の販売	（削除）
7	P.7	【確認対象の書類】	○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料 ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要 ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の	（削除）

			提出は不要	
8	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 （1）1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） 「外食業特定技能1号技能測定試験」 イ 日本語能力水準 （ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 （イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの （2）2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験） ア 試験区分 「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」 イ 実務経験 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 （1）1号特定技能外国人 外食業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。 ア 技能水準 次のいずれかの試験 ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの （2）2号特定技能外国人 外食業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。 ア 技能水準 （ア）技能水準 別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの （イ）実務経験 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等に

			事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。	において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、農林水産大臣が別途定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。 イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの
9	P.9	【関係規定】	分野別運用要領（抜粋） 第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 （2）「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分） ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号） （技能水準） 外食業特定技能2号技能測定試験の合格及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。）を要件とする（注）。	（削除）

			(中略) (注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、 外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした指導者等実務経験を積んでいること。 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 (1) 「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1 (1) の試験を免除する。 (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び (2) の試験を免除する。	
--	--	--	---	--

10	P.9	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目 ○2つ目	○ 1号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「外食業特定技能1号評価試験」及び「医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験（専門級）」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 当該試験は、外食業の業務を行うために必要な能力を測るものであり、自らの判断で食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を行うことができる知識・技能を確認するものであり、この試験の合格者は、外食業分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2相当以上 ・ 日本語能力試験（J L P T）N4以上 ※ 令和9年4月1日以降、特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象
----	-----	--	---	---

			○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。	となる技能実習 2 号の職種・作業については別表参照）。 また、技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。 （削除）
11	P.10	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 1 つ目	○ 2 号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2 年間の実務経験が必要です。「2 年間の実務経験」については、当該経験を終えてから、基本的に 5 年を想定していますが、10 年を超えないものに限ります。 「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2 名以上のアルバイト従業員や特定技	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「外食業特定技能 2 号評価試験」（分野別運用方針第二 1（2）アの試験区分） ・ 当該試験は、飲食物調理、接客、店舗管理及び店舗経営の業務をトータルで管理できる技能を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、外食業分野において熟練した技能を有するものと認められます。

		○2つ目	能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時2名以上いる体制でなくとも差し支えありません。 この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。 （新設）	○ 実務経験として、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験が必要です。 ・ 「2年間の実務経験」については、当該経験を終えてから、基本的に5年を想定していますが、10年を超えないものに限ります。 ・ 「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時2名以上いる体制でなくとも差し支えあり
--	--	-------------	---	--

	P.11	○3つ目	(新設)	ません。 ・ 「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。 ※ 令和5年6月9日時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、当該時点における特定技能1号の通算在留期間の5年の残余の期間から6か月を減じた期間を目安とした指導等実務経験を積んでいること。 ○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（※） ※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 ※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。 ※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
12	P.11	【経過措置】	(新設)	【経過措置】 ○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する

				方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」(令和8年1月23日閣議決定)による廃止前の運用方針3(1)及び(2)にそれぞれ掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなします。 <table><tr><td>旧試験区分</td><td>新試験区分</td></tr><tr><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td>外食業特定技能1号評価試験</td></tr><tr><td>外食業特定技能2号技能測定試験</td><td>外食業特定技能2号評価試験</td></tr></table>	旧試験区分	新試験区分	外食業特定技能1号技能測定試験	外食業特定技能1号評価試験	外食業特定技能2号技能測定試験	外食業特定技能2号評価試験
旧試験区分	新試験区分									
外食業特定技能1号技能測定試験	外食業特定技能1号評価試験									
外食業特定技能2号技能測定試験	外食業特定技能2号評価試験									
13	P.11	【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 ＜特定技能1号＞ ○ 試験合格者の場合 ・外食業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。	【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○ 試験合格者の場合 ・外食業特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書(A2.2相当以上)の写し 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって外食業分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)を受験						

	P.12	○3つ目 ○4つ目	<特定技能2号> ○ 外食業特定技能2号技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し	し、合格する必要はありません。 <特定技能2号> ○ 外食業特定技能2号評価試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次の書類 ・日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（C E F RのB1相当以上を判定された場合に限る。）
14	P.12	【留意事項】 ○3つ目	【留意事項】 <特定技能1号> ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等を評価した文書の提出が必要です。 <特定技能2号> ○ 外食業特定技能2号評価技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。 実務経験を証明する書面等については「外食業特定技能技能測定試験実施要領」をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。	（削除） （削除） <特定技能2号> ○ 外食業特定技能2号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面等については「外食業特定技能評価試験実施要領」をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。

			○ 外食業分野の指導等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。 例) 改正の日時点で外食業分野の1号特定技能外国人としての在留期間(再入国期間を含む)が「3年と20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年11か月と10日(23か月と10日)」の場合、実務経験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日(17か月と10日)以上」が必要です。 ・計算式 在留機関の上限の日までの残日数 1年11か月と10日(23か月と10日) ※1 － 除外する期間 6か月 ※2 ＝ 必要な実務経験期間 1年5か月と10日 ※1 「在留期間上限期間5年(60か月)」から、これまでの特定技能1号の就労期間を差し引いてください。 (上記の例では、「5年(60か月)」から「就労期間3年と20日(36か月と20日)」を差し引いて算出しています。) ※2 除外する期間(人事発動のための準備期間)は一律で6か月です。	(削除)
15	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に	【関係規定】 分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関	(削除)

		係る基準 【関係規定】	する重要事項 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 (1) 接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置（運用方針（2）ウ関係） 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業法第 3 条第 1 項の許可（風俗営業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。 また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。	
16	P.14	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 1 つ目 ○ 4 つ目	○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第 2 条第 1 項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 特定技能外国人に、接待を行わせてはなりません。	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第 2 条第 1 項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 特定技能外国人に、風営法第 2 条第 3 項に規定する

	P.15	○5つ目	(新設)	接待を行わせてはならず、旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）において就労させる場合には、接待を行わせないための必要な措置を講じなければなりません（当該措置については後述のとおりです。）。 ○ 特定技能外国人を受け入れる事業者は、特定技能外国人を以下（1）から（4）の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。 本要領別冊でいう客とは、飲食料品を消費（飲食、喫食）する特定の者をいいます。（集団給食のように、注文や受取りについて、代理の者を介する場合も含みます。） 一方、飲食料品を提供する相手自らがその飲食料品を消費するのではなく、不特定の消費者に販売する目的で仕入れる者である場合は、いわゆる B to B（Business to Business）取引である卸売りに該当するため、飲食サービス業による客への提供には該当しません。 （1）客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等） （2）飲食することを目的とした設備を事業所内に有さ
--	------	------	------	--

				ず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等） （３）客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等） （４）客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等） なお、飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などで就労させることも可能です。
17	P.15	【協議会】 ○ 1 つ目	○ 特定技能所属機関が、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。	【協議会】 ○ 特定技能所属機関が、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。） に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
	P.16	○ 3 つ目	○ 協議会に加入していない特定技能所属機関が 旅館業法第 3 条第 1 項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定す	○ 協議会に加入していない特定技能所属機関が 対象旅館等 において特定技能外国人を就労させる場合にあつては、協議会に加入する際、 既に 協議会に加入している特定技能所属機関が対象旅館等において特定技能外国人を就労させる場合にあつては当該就労を開始させる

				・各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ・レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
19	P.16	【実務経験証明書の交付】 ○ 1 つ目	○ 特定技能外国人から外食業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	【実務経験証明書の交付】 ○ 特定技能外国人から外食業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
20	P.17	【問合せ先】	○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 2053 なお、その他問い合わせに関する詳細は、以下の農林水産省のホームページ※をご覧ください。 ※ 外食分野における外国人材の受入れについて https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html	【問合せ先】 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 2053 なお、その他問い合わせに関する詳細は、以下の農林水産省のホームページ※をご覧ください。 ※ 外食分野における外国人材の受入れについて https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html
21	P.17	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、	(削除)

			法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料 ・保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要 ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要 ○ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の許可を受けている旅館・ホテルで従事する場合、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料 ・旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可に係る営業許可証（書）の写し ・風営法第3条第1項の風俗営業の許可に係る営業許可証（書）の写し ※ 営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場	（削除）
--	--	--	---	-------------

			合（営業許可証（書）の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における旅館・ホテル営業に関する契約書の写し等の提出が必要	
22	P.17		【留意事項】 ○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。	（削除）
23	P.20	第5 上陸許可に係る基準 【労働者派遣】 ○1つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。	【労働者派遣】 ○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
24	P.22	第6 育成・キャリア形成プログラム	（新設）	第6 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア

				形成等に関する事項 農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る外食業分野の人材育成を内容とする外食業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。 外食業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ② レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
25	P.22	第6 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目 ○2つ目	（新設） （新設）	○ 外食業分野における育成プログラムは、特定技能制及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。 ○ 外食業分野における育成プログラムは、農林水産省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活

					用してください。																													
26	別表		<table><tr><th colspan="6">別表(外食業)</th></tr><tr><th rowspan="3">共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th rowspan="3">特定技能2号</th></tr><tr><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><th>熟練</th><th>作業</th></tr><tr><td>【特定技能1号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)</td><td>特定技能実習2号技能試験免除</td><td>国際交流協会日本語能力テスト 又は 日本経済連合会(JELPT)</td><td>既述・専従免除 約400人</td><td>既述・専従免除 約400人</td><td rowspan="2">専従者及び実習2号技能試験免除 日本語能力試験N4以上</td></tr><tr><td>【特定技能2号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)及び専従者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注)終了した技能実習2号の熟練・作業の期間にかかわらず、技能実習2号を良好に終了した者は、国際交流協会日本語能力テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。 (注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、実習終了後(金銭的な生活の自立許可を得た)飲食店において、専従のアパレル作業員や特定技能外国人労働者(指導・監督しながら作業を営む作業員、監督員、サブマネージャー等)としての、2年間の業務経験が必要。当該経験を終えてから、別途農業・水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。)が課せられています。	別表(外食業)						共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	熟練	作業	【特定技能1号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)	特定技能実習2号技能試験免除	国際交流協会日本語能力テスト 又は 日本経済連合会(JELPT)	既述・専従免除 約400人	既述・専従免除 約400人	専従者及び実習2号技能試験免除 日本語能力試験N4以上	【特定技能2号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)及び専従者					
別表(外食業)																																		
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号																													
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等																												
			熟練	作業																														
【特定技能1号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)	特定技能実習2号技能試験免除	国際交流協会日本語能力テスト 又は 日本経済連合会(JELPT)	既述・専従免除 約400人	既述・専従免除 約400人	専従者及び実習2号技能試験免除 日本語能力試験N4以上																													
【特定技能2号】 専従外国人労働者(技能、技術、資格等)及び専従者																																		

27	分野参考 様式第 14―1号	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第14―1号（特定技能所属機関） 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住所 特定技能外国人 氏名 性別 国籍・地域 生年月日 記 外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に雇うこと。 (1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等） (2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等） (3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等） (4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等） 2. 特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。 3. 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わないこと。 4. 特定技能外国人を、2の括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わないための必要な措置を講じていること。 5. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。 6. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。 7. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 8. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 9. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 10. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 11. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	分野参考様式第14―1号（特定技能所属機関） 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住所 特定技能外国人 氏名 性別 国籍・地域 生年月日 記 外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に雇うこと。 (1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等） (2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等） (3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等） (4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等） 2. 特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。 3. 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わないこと。 4. 特定技能外国人を、2の括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わないための必要な措置を講じていること。 5. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業（飲食物調理、接客及び店舗管理）であること。 6. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業（飲食物調理、接客、店舗管理及び店舗経営）であること。 7. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 8. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 9. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 10. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 11. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
----	----------------------	-----------------------------	--	---

			(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププログラムのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること 13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	
			(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププログラムのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること 13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	